

〈研究ノート〉

障害年金における受給継続と就労との関係

—— 精神障害を有する本人と家族からのアンケート調査を通して ——

青木 聖久

要 旨

精神障害を有する本人（以下、本人）が暮らしを営むにあたって、障害年金を継続して受給するのは大切なことだといえる。ところが、就労したことによって、障害等級の級落ち（以下、級落ち）や支給停止になれば、暮らしに大きな影響を受けることになる。

これらの状況をふまえ、本稿では、実際、障害年金が級落ちや支給停止になっている、あるいは、その可能性が高い状況にある本人の実態及びその後の相談体制、さらには、本人や家族が、障害年金や就労をどのように捉えているかを明らかにした。その結果、障害年金が級落ちや支給停止になっている者は6.7%いることがわかった。一方で、殆どの本人や家族が障害年金の意義を認めていた。また、就労についても、多くの本人や家族がその意義を認めていたものの、再発を危惧したり、障害年金の支給停止を気にしていることがわかった。そのため、就労に対して、ためらっているような意見も多く見られた。本稿では、生活支援に携わる者（以下、生活支援者）が、これらの複雑な想いを理解したうえで、本人や家族への直接的支援と共に、障害年金が使いやすい社会資源として位置付くように、社会へ働きかける等の間接的支援の取り組みが重要であるということを示した。

キーワード：障害年金，精神障害者，家族，就労

1. はじめに

精神障害を有する本人（以下、本人）は、対人関係の苦手さやコミュニケーション障害により、就労制限を余儀なくされることが多く、その結果、所得保障の必要性が高まる（青木2005）。そのなかにおいて、障害年金は中心的な位置付けとなっている¹⁾。ところが、2011年の

障害年金の「精神の障害」の診断書において、就労欄が設けられるようになった頃を境として、級落ちや支給停止になっている現状が散見される（青木 2014a）。

これらの状況から、精神障害者の障害年金の受給状況、とりわけ、障害年金を受給した者のその後の状況を把握する必要があると考えた。なぜなら、本人は、障害年金を受給するにあたって、当初、障害受容の葛藤に苛まれていたことが予測されるものの、一旦受給すると、衣食住の確保や価値観の多様性等、量的及び質的に、障害年金を必要不可欠なものとして位置付けていると考えられるからである（青木 2010）。そのようななか、就労をしたとたん、障害年金が支給停止になってしまえば、精神障害者の暮らしに多様な影響が出ることになる。また、実際、障害年金が支給停止になってしまった本人は、そのことを誰かに相談できているのであろうか。

加えて、本人や家族は、これらの状況において、いかなる想いで、今と将来を志向しているのであろうか。これらのことについて、筆者は生活支援者の立場から問題意識を抱くようになったのである。

2. 研究目的及び方法

(1) 研究目的

研究目的は、前述のような背景のもと、本人や家族からのアンケート調査を通して、障害年金の受給継続状況及びその後の相談体制、さらには、障害年金と就労との関係についての、本人及び家族の想いを明らかにすることである。具体的には、以下の4点を研究課題とする。

- ① 障害年金が級落ちや支給停止になっている状況、及び、そのような事態に陥ることが予測されうる状況を明らかにする、ということ
- ② 障害年金が仮に級落ちや支給停止になった、あるいは、そのようになった時、本人や家族は、誰に相談し、いかなる支援を求めているのか、ということ
- ③ 本人や家族は、暮らしにおいて、障害年金や就労をどのように捉えているかを明らかにする、ということ
- ④ 上記の①～③を通して、本人や家族に対して、なすべき生活支援とはどのようなものであるかを吟味する、ということ

(2) 研究方法

2014年2月から12月までの間、地域家族会が主催する研修会（6か所）、家族や社会福祉専門職等で構成される任意の団体が主催する研修会（1か所）、の計7か所において趣旨説明をしたうえでアンケート調査を実施した。実施地域は、関東、東海、関西である。筆者はこれらの研修会の講師を務め、研修会終了後に、調査の趣旨説明をし、同意を得たうえで質問紙調査を実施した。

倫理的配慮として、調査では研究目的、調査の趣旨及び内容を、調査対象者に説明すると共

に、回答については任意とした。また調査は、調査データを研究以外には用いないこと、個人名を特定しないことを説明し、調査対象者から同意を得たうえで実施したものである。

3. 結果及び考察

7回の調査の結果、総計436名からアンケートを回収することができた。回答者の内訳は、本人64名、家族303名、精神保健福祉士等の支援者66名、無回答3名、であった。そして、本稿では、それらの回答者のなかから、本人及び家族の計367名を分析対象にする。

内容は、(1) 障害年金の受給継続状況、(2) 障害年金と就労との関係、を問うたものである。(1)については、属性をはじめ、5項目の設問を設けており、(2)については、4つの設問と自由記述を合わせた計5項目となっている。これらについて、一部クロス集計等を用いながら、個々の項目ごとに集計した。

また、(2)では、本人及び家族より、体験に基づく、力強くもあり、想いのこもった多様な記述回答が得られている。それらについては、とりわけ、代表的な意見と、新たな知見につながるようなものを取り上げることにした。そのうえで、これらの記述回答を、カテゴリーごとに分類している。そして、各項目(1)の1)から5)と、(2)の1)から5)ごとに、考察を加えている。

(1) 障害年金の受給継続状況

1) 精神障害を有する本人の居住状況 N=356 *無回答11名を除く

単身	家族と同居	グループホームに入居	病院等に入院	その他
46名 (12.9%)	274名 (77.0%)	12名 (3.4%)	20名 (5.6%)	4名 (1.1%)

- 居住状況による障害年金受給者割合（次の設問による、障害年金を当初の等級のまま受給継続している者と、級落ちになったものの障害年金を受給継続している者を加えた計290名）は、単身が46名中36名（78.2%）、家族と同居が274名中213名（77.7%）、グループホーム等に入居が12名中11名（91.7%）、病院等に入院が20名中18名（90%）となっている。

本人の居住状況は、356名中、家族と同居が274名というように、全体の77%を占めた。これは、今回の研究の調査対象の大半が家族会主催の研修会によるものと考えられる。居住種類別の障害年金受給状況は、グループホームへの入居や、病院等に入院している者が、9割以上となっており、単身や家族と同居している者（各々が8割弱）と比べると、やや高い割合を示している。これは、本人の居住状況によって、障害年金受給継続に差が出ているともいえる。つまり、グループホームという福祉サービスを利用していたり、精神科病院に入院しているということは、日常生活の制限が認められやすい状況にあると判断されうる環境にいるからである。

2) 精神障害を有する本人の障害年金の受給状況 N=352 *無回答15名を除く

① 障害年金を当初の等級のまま継続して受給している	277名 (78.7%)
② 障害年金を当初の等級より、級落ち(例:2級→3級)して受給している	13名 (3.7%)
③ 障害年金を受給していたが、支給停止となっている	7名 (2.0%)
④ 障害年金を受給したことがない	54名 (15.3%)
⑤ 特別給付金を受給	1名 (0.3%)

- 回答者352名中、上記の①(277名)、②(13名)、③(7名)を加えた計297名が障害年金の受給権者²⁾である。
- クロス集計:297名の障害年金の受給権者のうち、級落ち(13名)、及び、支給停止(7名)している者は、計20名(6.7%)となっている。そのうち、単身者46名にしぼると、級落ちしている者が2名、支給停止している者が5名の、計7名(15.2%)となっている。

障害年金の受給継続の鍵を握るのが、障害状態確認届³⁾による認定審査である。認定審査では、日常生活の障害状態を審査することになる。その際、単身者は福祉サービス(訪問看護、ホームヘルパー等)を利用していなければ、福祉サービスを受けなくとも単身生活が成り立っている、という判断がなされかねない。これらのことをふまえれば、設問1)の居住形態ごとによる障害年金の受給状況の違いには注視すべきであろう。

ちなみに、障害年金の支給停止の全国的な状況は明らかになっていないが、2010年度から2013年度までのデータが揃った8県(秋田、群馬、新潟、石川、長野、岡山、大分、沖縄)の級落ち、支給停止の平均は、2010年度が2.3%、2011年度が2.7%、2012年度が3.6%、2013年度が3.7%というように増加している⁴⁾。

3) 直近の「障害状態確認届」は、1~5年の範囲のうち、前回提出から何年後の提出となっていましたか? N=213 *無回答77名を除く

1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	永久認定 (提出不要)
46名 (21.6%)	88名 (41.3%)	36名 (16.9%)	5名 (2.3%)	35名 (16.4%)	3名 (1.4%)

- クロス集計:上記2)-①の障害年金受給者277名、②障害年金を級落ちして受給している者13名の計290名のうち、46名が「障害状態確認届」が1年更新になっている。
- クロス集計:上記の「障害状態確認届」が1年更新になっている46名の内訳は、単身が5名、家族と同居36名、グループホーム等に入居1名、病院等に入院1名、精神障害を有する本人同士で同居2名、その他1名である。

障害年金は、認定審査において、現在の等級の継続が認められた場合、障害認定審査医員(以下、認定医)の判断により、1年~5年の範囲内で、次回、何年後に障害状態確認届を提出するかが示される。それは、この年数の単位が短ければ、それだけ、障害状態を頻繁に審査する必要

がある、という判断となる。見方を変えれば、この範囲が短いほど、障害状態が軽快したとして、級落ちや支給停止になる可能性が高いともいえる。とりわけ、「1年」に次回の更新日に○が入ると、よりその可能性が高まることになる（社会保険庁 2005; 青木 2015）。これらのことをふまえ、上記の調査結果をみたい。障害年金を受給継続している 290 名のうち 46 名、すなわち回答者全体の内、15.9%が障害状態確認届において、1年更新に○が入っているのである。大切なことは、これらの 46 名が、生活実態として、日常生活が向上し、障害年金を利用しなくても、暮らしが成り立つ状況にあるのかということにある。仮に、そうではなく、日常生活の制限が高いにも関わらず、そのことが診断書に反映されていないのであれば、そこには、障害年金を受給継続するための適切な支援が求められるのである。また、調査結果からは、永久認定が 3 名いる。これは肢体障害等を併せ持っていたり、極めて稀だが、精神障害の変動が無いと判断された結果によるものだと考えられる（青木 2014b）。

4) 障害年金が級落ちや支給停止になったら誰に相談しますか・しましたか？

① 精神障害を有する本人 N=56（複数回答） * 無回答 8 名を除く

	単独選択	累計
精神障害を有する仲間やピアサポーター	2 名	15 名
家族会の会員をはじめ家族	3 名	18 名
ボランティア	0 名	3 名
精神保健福祉士（PSW）	4 名	30 名
社会福祉士	1 名	6 名
保健師・看護師	1 名	5 名
医師	7 名	33 名
作業療法士	0 名	1 名
臨床心理士	0 名	0 名
市役所、年金事務所等の行政機関の職員	1 名	14 名
社会保険労務士	3 名	5 名

- 本人が相談する相手として、単独で選択した相手としては、医師が 7 名と最も多く、続いて、精神保健福祉士（以下、PSW）4 名、家族 3 名、社会保険労務士（以下、社労士）3 名となっている。
- 本人が相談する相手として、複数回答したなかでは、医師 33 名が最も多く、PSW 30 名、家族 18 名、精神障害を有する仲間やピアサポーター 15 名、市役所・年金事務所等の行政職員 14 名となっている。
- クロス集計：「障害状態確認届」が 1 年更新となっている者は 8 名おり、それらの者が相談すべき相手として挙げた（複数回答）なかで最も多かったのは、精神障害を有する仲間やピアサポーター、及び、医師が各々 5 名となっている。続いて、PSW 4 名、家族 3 名となっている。

② 家族 N=226 (複数回答) * 無回答 77 名を除く

	単独選択	累計
精神障害を有する仲間やピアサポーター	2名	21名
家族会の会員をはじめ家族	12名	97名
ボランティア	1名	2名
精神保健福祉士 (PSW)	33名	101名
社会福祉士	3名	17名
保健師・看護師	2名	19名
医師	18名	95名
作業療法士	0名	0名
臨床心理士	0名	1名
市役所, 年金事務所等の行政機関の職員	16名	58名
社会保険労務士	12名	45名

- ・ 家族が相談する相手として、単独で選択した相手としては、PSW が 33 名と最も多く、続いて、医師 18 名、市役所・年金事務所等の行政職員 16 名となっている。
- ・ 家族が相談する相手として、複数回答したなかでは、PSW101 名が最も多く、続いて、家族 97 名、医師 95 名となっている。
- ・ クロス集計：「障害状態確認届」が 1 年更新となっている者は 38 名おり、それらの者が相談する相手として挙げた (複数回答) なかで最も多かったのは、家族 16 名となっている。続いて、PSW と医師が各々 11 名となっている。

障害年金が支給停止した、ということに対して、現実的に対応していくには、法的な知識をはじめ、具体的な関わりが求められる。また、緊急時には、より信頼できる者に相談することになるだろう。その回答として多かったのが、医師と PSW だった。ある意味、これまでの生活設計の仕組みが「障害年金が支給停止した」ということで、一瞬にして、変更を余儀なくされるのである。この事態は、本人や家族からすれば、まさに緊急事態である。そのような時、不服申し立てをするには、実務に精通した対応が求められることから、市役所、年金事務所等の行政機関の職員、社会保険労務士等が一定数挙がっているのであろう。ただし、これらの不服申し立て等の手続きは、精神的な負担感を伴うことになる。それは、手続き的な実務の前段階ともいえる、揺れ動く気持ち (これらの手続きをすることが果たして正しいことなのだろうか等) が内在していると考えられるからである。そのような時、同じような立場性のある者は、自らの体験から、情緒的な機能を発揮することになる。それが、精神障害を有する仲間やピアサポーター、家族が挙げられている所以であろう。とりわけ、家族は、家族会によってこれまで、精神的に支えられてきたことや、多くの情報を得てきた者が少なくない。ゆえに、家族を挙げている者が多いこともまた特徴だといえよう (青木 2013 : 126-144)。

5) 上記の相談者に望むことは何ですか？

① 精神障害を有する本人 N=41 *無回答 23 名を除く

障害年金が再び受給できるようになるため、手続き方法を教えてもらいたい	28 名 (68.3%)
障害年金が再び受給できるようになるため、手続きの代行をしてもらいたい。 あるいは、手続きの代行をしてくれる人を紹介してもらいたい	9 名 (22.0%)
その他	4 名 (9.8%)

② 家族 N=179 *無回答 124 名を除く

障害年金が再び受給できるようになるため、手続き方法を教えてもらいたい	11 名 (61.0%)
障害年金が再び受給できるようになるため、手続きの代行をしてもらいたい。 あるいは、手続きの代行をしてくれる人を紹介してもらいたい	45 名 (24.7%)
その他	26 名 (14.3%)

障害年金を新規に裁定請求する際、殆どの本人や家族は慣れない手続きに翻弄されてしまう。それらのプロセスを経て、障害年金が受給決定し、新たな暮らしのスタイルが始まることになる。ところが、その数年後には、支給停止によって、裁定請求をした時とは、別のとまどいが起こるのである。なぜなら、経済的に障害年金が基礎的収入に位置付いた暮らしがようやく定着したにも関わらず、再び、基礎的収入がない暮らしに戻らなければいけないことになるからである。加えて、実務的に見れば、本人や家族にすれば、認定審査において、一旦認められなかったものを復活させることの精神的な負担感が伴う。障害年金は、通常一生に一度きりの手続きであるからこそ、本人や家族にとっては何とも言えないストレスとなる。まして、不服申し立ての手続きとなれば、その負担感はさらに高まる。それらに対して、6割から7割の本人や家族は支援者に手続き方法の教示を求め、さらに、2割強の本人や家族は代行も含めて求めていることになる。調査からは、本人と家族の間において、大きな差は見られなかった。ところが、この設問においては、無回答が多かった。それは実際、このような状況におかれてしまったら、呆然としてしまい、相談する、という選択肢を考える前に、エネルギーが湧かない、ということを物語っているのかもしれない。これらの本人や家族の数値に表れない想いをいかに推し量るかが大切だといえよう。

(2) 障害年金と就労との関係についての考え方

1) 本人の生活設計において、下記の選択肢のうち、どの形態が望ましいと考えますか？

① 精神障害を有する本人 N=57 *無回答 7 名を除く

障害年金 + 就労	障害年金 + 生活保護	就労単独	生活保護単独	その他
38 名 (66.7%)	10 名 (17.5%)	2 名 (3.5%)	0 名 (0%)	7 名 (12.3%)

[記述回答]

■「障害年金+就労」と回答した者の代表的な意見

【精神障害を有する本人の生きていく希望の醸成】

- ・「人生をよりよく生きるには、お金がある程度必要です。人生を病気の苦しみだけに終わらせてはだめです」
- ・「就労による収入から生き甲斐を見出し、障害年金により心のゆとりが生まれると思う」
- ・「出来る仕事なら、60歳を過ぎててもやりたいです。家族がいなくて、ひとりぼっちで収入も少なく、家に居るのは、病気がひどくなってしまいます」
- ・「発病前のように働けないから年金が必要だが、社会参加もしたいし、できる範囲で社会貢献をしたい。自分で稼いだお金もほしい」

【社会的支援】

- ・「就労による収入を得たい、という思いと、現実的に障害年金が生活基盤となっており、受給できる社会であってほしい」
- ・「年金が有って、働いた（働けた）分の収入が有り、サポートされつつ、自立していく形がいい」

■「障害年金+生活保護」と回答した者の代表的な意見

【障害状態を考えずに無理した暮らしは危険】

- ・無理をしても、最後は自殺に追い込まれる。

② 家族 N = 266 * 無回答 37名を除く

障害年金 +就労	障害年金 +生活保護	就労単独	生活保護単独	その他
186名 (69.9%)	52名 (19.5%)	2名 (0.8%)	1名 (0.4%)	25名 (9.4%)

[記述回答]

■「障害年金+就労」と回答した者の代表的な意見

【暮らしの安全としての障害年金と障害と折り合いをつけながらの就労】

- ・「年金はいわゆる保険のようなものだと考える。本人の安心感につながる。年金があれば、お金のために体調を崩すほど、無理をして働くことも防げる」
- ・「就労のみで生活していくこと（長時間勤務する、あるいは、無理して働くこと）は、病気の負担になると思われる。病気とうまく折り合いがつけられる程度の労働が望ましいと思う」
- ・「就労は生きる喜びであり、憲法に保障された基本的人権である。2級6万5千円の障害年金では、最低生活が確保できない。就労を加えて、月に12,3万円の収入を確保させてやりたい」
- ・「障害年金があれば、安心して働ける。安心して使える」
- ・「病気で十分に働けない状況のなかで、現実的に考えて、就労による生き甲斐が大事」

- ・「経済的支援があってはじめて、安心、安定した気持ちで、働くことができる」

【就労の不安定さを支える障害年金】

- ・「仕事がいつダメになるか分からない」
- ・「統合失調症の場合、就労と言っても、安定して生活できるだけの収入は見込めない」
- ・「就労から得られる収入だけだと少ないし、病気に波があるので、最低の障害年金の補償がないと不安である」
- ・「統合失調症は波がありますので、就労しても打ち切りなしで、期限なく一生受けたい。もらえなくなったらと、当事者と家族も不安が強いです」

【障害年金を基盤に据え、自らの可能性の追求としての就労】

- ・「その人の可能な仕事を、たとえ少時間でもすることが大事で、それが生きがいにもなる。そのためにも、障害年金を受けることは大事なことと思う」
- ・「障害年金をもらいながら社会で働くことで、目的ができて、生活にはりができて、人生が楽しみになるのではないかと思う」
- ・「障害年金だけに頼らず、自ら前進し、少しでも身体を動かしてほしい」
- ・「基礎的収入の確保と、本人の生きがい感、社会的存在、役割」
- ・「障害のある部分は年金、健康な部分は就労というふう考えられるので」
- ・「働くことも年金を受給することも、本人の権利だと思う」
- ・「年金での生活の安定を得る＋社会参加で生き甲斐を」

■「障害年金＋生活保護」と回答した者の代表的な意見

【精神障害による就労の困難さ】

- ・「極端に対人関係がとりにくいので、就労は無理である」
- ・「外に出ることができない、働けない」
- ・「当事者は高校在学中に発症し、そのまま入退院を繰り返し、就労経験がない。今も幻聴、妄想があり、就労できる状態ではない」
- ・「当事者が家族と同居する上で、物音とかうるさく感じられ、ストレスがたまるこのことなので、家族と離れて、1人暮らしをしながらの年金受給が望ましいと思います」

【親亡き後の暮らし】

- ・「就労は無理です。親亡き後は残った金で生活。その後は、本人が嫌がっていますが、生活保護プラス年金」
- ・「就労は無理ですし、障害年金だけでは親亡きあと、生活に不安がある」

■その他

【とにかく生きる・暮らす】

- ・「障害年金がただけずに、生活保護を受給しています。しかし、働くことは生きる希望につ

ながら、自分で自分を必要とすることに、つながると思います」

- ・「障害年金+就労による収入+生活保護。生活設計においては、3本柱で、障害年金は一生の保障ではない。等級によって年金額が決まる。年金が下がれば、生活が苦しくなる。就労収入は、体調が悪くなると、安定しない。よって、後は補足の形を」

本人及び家族共に、最も多かった生活設計のスタイルとしては、障害年金+就労で、本人家族共に、約6割となっていた。以下、記述回答を元にして、カテゴリーを用いて分類したものについて論ずることとする。

まず、「障害年金+就労」では、本人からの意見として、【精神障害を有する本人の生きていく希望の醸成】を挙げたい。これは、就労の意義を認めつつも、精神障害を有しながら、希望を醸成するための障害年金の活用というものである。具体的な言葉としては、「人生を病気の苦しみにだけに終わらせてはだめ」、「生き甲斐を」、「障害年金によって心のゆとりを」、「できる範囲で社会貢献したい」というようなものである。また、【社会的支援】として、障害年金を暮らしの基盤においた暮らしの意義について述べているものが見られる。具体的には、「現実的に障害年金が生活基盤」、「サポートされつつ自立していく形」等というものである。

一方、就労に対して、家族は本人と同様の意義を見出しながらも、発病及び再発を、身近にかつ客観的に、壮絶な体験として捉えていることから、本人と比べると、慎重な意見が目立つ。まず、【暮らしの安全としての障害年金と障害と折り合いをつけながらの就労】として、「安心感につながる」、「病気とうまく折り合いがつけられる」、「生きる喜び」、「安心、安定した気持ち」等というようなものが挙げられる。また、本人の就労の不安定さを体感している家族が多いと考えられることから、【就労の不安定さを支える障害年金】として、「仕事がいっだめになるか分からない」、「安定して生活できるだけの収入は見込めない」「最低の障害年金の補償を」というものが挙げられる。とはいえ、それらの状況をふまえつつも、一度きりの人生をよりよく生きてもらいたいという家族の思いが、【障害年金を基盤に据え、自らの可能性の追求としての就労】として、「生活にはりができて人生が楽しみになる」、「本人の権利」というようなものが挙げられるのである。

続いて、障害年金+生活保護と回答した者は、本人及び家族共に、約2割となっていた。まず、精神障害をもって就労することの難しさは、本人及び家族共に取り上げており、とりわけ家族からは、【精神障害による就労の困難さ】として、「今も幻聴、妄想があり、就労できる状態ではない」、「ストレスがたまる」等が挙げられている。加えて、【親亡き後の暮らし】として、将来的な暮らしへの不安を挙げている意見もある。

また、その他として、【とにかく生きる・暮らす】として、社会的支援を通して、とにかく生きること、暮らすことの大切さが家族から述べられているのである

2) 就労することによって、障害年金が止まるのであれば、精神障害を有する本人は積極的に就労をしない方がいいと思いますか？ *障害年金の受給権者 297 名が対象

① 精神障害を有する本人のうち、障害年金受給権者 N=53 *無回答 2 名を除く

大変思う	思う	あまり思わない	思わない
6 名 (11.3%)	23 名 (43.4%)	13 名 (24.5%)	11 名 (20.8%)
29 名 (54.7%)		24 名 (45.3%)	

[記述回答]

■「大変思う」「思う」の肯定群の代表的な意見

【精神障害を抱えながら就労することが困難だった体験】

- ・「清掃の仕事をやっていたが、病気を抱えての仕事だったため、大変な思いをした」
- ・「働けない時もある。いつ働けなくなるか分からない体調だから」
- ・「稼ぐことに必死になるあまり、心身の調子を崩す人が多い」

■「あまり思わない」「思わない」の否定群の代表的な意見

【就労することによって暮らしが前向きに】

- ・「少しでも就労できれば、生きる上でも自信になる」
- ・「就労はリハビリだから」
- ・「就労することによって、生活リズムができたり、自分に誇りがもてる」
- ・「就労による賃金が生活できる水準にあれば、障害年金が止まっても、生きがいを感じられると思う」

② 家族 N=211 *無回答 31 名を除く

大変思う	思う	あまり思わない	思わない
18 名 (8.5%)	71 名 (33.6%)	51 名 (24.2%)	71 名 (33.6%)
89 名 (42.2%)		122 名 (57.8%)	

[記述回答]

■「大変思う」「思う」の肯定群の代表的な意見

【身近に発症や再発を目の当たりにして】

- ・「日常生活がおくれて、身体によいことをした方がよい。その方が、落ち着いているので」
- ・「就労しても長続きしないだろうし、疲れたり、少し不安があると、再発しやすいため（入院有）」
- ・「就労することに対して、本人は頑張らなければいけないことが、ストレスになる」

【就労に固着しない暮らし方】

- ・「就労しても額は少ないと思う。就労以外の生き方もある」
- ・「軽度の病状なら働くことも大切だが、無理して再発を繰り返すことは、良い方法ではないと

思う」

【就労の不安定さ】

- ・「就労は具合により、変動大である」
- ・「就労による生活自立を、現実としては選択できないので。しかし、これは、本人の生きがいと権利を奪うことに等しいことを自覚している」
- ・「現在の就労状況で、長く安定して働き続けることは難しい。病気、障害、副作用、病歴の長さ等もあるので」

【障害年金の持続は現実的課題】

- ・「悲しいけど、生活のことを先に考えてしまうのが現実です」
- ・「就労が仮にできて、いつまで続けられるかわからず、それによって年金収入を絶たれるぐらいならいい」
- ・「年金が止まると不安になり、病状悪化すると思われる」
- ・「再受給は困難」

■ 「あまり思わない」「思わない」の否定群の代表的な意見

【就労は生きることそのもの】

- ・「就労していることは、単に収入のためではなく、大切な社会参加となっています。おぼつかない自らも社会人の一人として、身をおけることは重要と考えます」
- ・「本人に就労意欲があれば、1人の人間の人生を考える時には、就労して生活することが望ましいと思う」
- ・「障害者にとって、働けるということは、生きる上での証でもあり、自分の能力を最大限に表現する場でもあると思います」
- ・「働くということは金銭の問題だけではなく、一人前と本人が思うそうです」
- ・「人の生きがいは、その人なりに社会に参加し、働くこと等を通して、また、人とのつながりを通して、感じ取っていくものと思います」
- ・「病気発症の恐れはあるが、少しでも自分で得る収入で、成長できる」
- ・「就労は人生の誇りになる。生きる希望として就労してほしい。年金が止まらないよう、気をつかいながらですが」
- ・「働くことは、人としての権利だと思う」
- ・「就労は生きがいにつながるので」

【国への要望】

- ・「就労はできるものなら、当人の生きがいにもなるので。ただ、即年金停止は、無茶な判断だと考えます。もっと、総合的な判断をしていくべきだと思います」
- ・「障害年金は基本的な心の支えとなり、次のステップへ進めるものであり、そのことをばねにして、社会参加する希望、意欲をもつことは、本人、家族はむろん、日本の大きな社会とし

て、非常に大切なこと」

【関わりと葛藤】

- ・「本人が希望しています。プライドの高い子なので、それと妄想が強いため、健常者と同じく、正社員になるつもりでおり、むしろ、『止まったって、自分は働けるから構わない』と思込んでいるので、周りが困惑しています」
- ・「就労することを助け、安心して生活できるようにするのが、障害年金であるんだよ。だから、気負わないで、自分でできることから、ポチポチいけるように支えていく」
- ・「精神障害者の方たちも働きたいという気持ちをもっています。でも、働き続けることによって、無理して調子が悪くなることが多く、病状に波がある。障害年金は大切です」

「大変思う・思う」と回答した肯定群は、本人が54.7%、家族が42.2%という結果が出た。これは、家族に比し本人の方が、暮らしにおいて、より障害年金の受給継続を優先して位置付けていることがうかがえる。本人は、精神障害を有して就労することの困難さを認識していることから、障害年金の意義を、より認めているのであろう。このことは、以下の(2)－(4)の障害年金の意義についての本人の回答からも示唆される。まず、**【精神障害を抱えながら就労することが困難だった体験】**として、「いつ働けなくなるか分からない」、「必死になるあまり、心身の調子を崩す人がいる」等が挙げられる。家族も同様に、障害年金が支給停止になるぐらいなら、別の生き方を提案している。**【身近に発症や再発を目の当たりにして】**では、「身体によいことをした方がよい」等が挙げられる。また、**【就労に固着しない暮らし方】**として、「就労以外の生き方もある」、「再発を繰り返すことは良い方法ではない」等が挙げられる。さらに、**【就労の不安定さ】**として、「病気、障害、副作用、病歴の長さ」等を挙げている者や、**【障害年金の持続は現実的課題】**として、「年金収入が絶たれるぐらいなら」という者もいる。ただし、これらの意見は、「本人の生きがいと権利を奪うことに等しいことを自覚している」というように、家族が本人の精神的安定と就労による生きがいの間で、葛藤している苦しさ伝わってくるのである。

「あまり思わない・思わない」の否定群では、まず本人からは、**【就労することによって暮らしが前向きに】**として、「生きる上でも自信に」、「自分に誇りがもてる」等が挙げられる。一方、家族からは、**【就労は生きることそのもの】**として、「1人の人間の人生を考える」、「生きる上での証」、「人とのつながり」、「人としての権利」等というものが挙げられる。また、**【国への要望】**として、「即年金停止は無茶な判断」、「障害年金は基本的な心の支えとなり、次のステップへ進めるもの」等が挙げられる。とはいえ、**【関わりと葛藤】**として、「気負わないで、自分でできることから」、「無理して調子が悪くなることが多く、病状に波がある」というように、複雑な家族の想いがうかがえるのである。

3) 就労することによって、精神障害を有する本人の精神的な安定につながると感じますか？

* 障害年金の受給権者 297 名を対象

① 精神障害を有する本人 N=55 *無回答6名を除く

大変思う	思う	あまり思わない	思わない
12名 (24.5%)	21名 (42.9%)	11名 (22.4%)	5名 (10.2%)
33名 (67.3%)		16名 (32.7%)	

- ・クロス集計：本設問において、「大変思う」「思う」というように、肯定的な回答をした33名のうち、上記2)の「就労することによって、障害年金が止まるのであれば、精神障害を有する本人は積極的に就労をしない方がいいと思いますか」の問いに対し、「大変思う」「思う」と回答した者は16名というように、約半数いた。

[記述回答]

■「大変思う」「思う」の肯定群の代表的な意見

【直接的な効果】

- ・「収入が有るので、精神面で安定するし、自分のために使えるお金が増える」
- ・「ずーっと家にいると何でも悪く考えてしまう。働く、人と接して気がまぎれて、お金ももらえて、ストレス発散になる」
- ・「汗をかくことは、体調がよくなるし、体力も向上するから」
- ・「生活リズムが安定する」
- ・「就労によって、他人とのコミュニケーションができるため」
- ・「ストレスになることがあるが、自由になる」

【間接的な効果】

- ・「仕事にやりがい等があれば、安定につながると思う」
- ・「働くことによって、社会の一員になれたり、視野が広がる」
- ・「ある程度体を動かすことで、精神的には良い結果がでると思う。就労していることで、社会に貢献していると実感する」
- ・「自分が人の役に立っていて、収入も少しある方が、生きがいとなる」
- ・「稼ぐことが第一義ではなく、社会参加、社会の中に居場所があることが大事だと思う」

■「あまり思わない」「思わない」の否定群の代表的な意見

【再発への危惧】

- ・「就労する環境にもよると思う。ストレスが大きくかかるような職場環境では、かえって不安定になる」
- ・「つかれると病気が出てくる」
- ・「自分の病気はストレスがかかると、容易に再発し不安定になるから」

② 家族 N=217 *無回答 25 名を除く

大変思う	思う	あまり思わない	思わない
41 名 (18.9%)	104 名 (47.9%)	52 名 (24.0%)	20 名 (9.2%)
145 名 (66.8%)		72 名 (33.2%)	

- ・クロス集計：本設問において、「大変思う」「思う」というように、肯定的な回答をしている 145 名のうち、上記 2) の「就労することによって、障害年金が止まるのであれば、精神障害を有する本人は積極的に就労をしない方がいいと思いますか」の問いに対し、「大変思う」「思う」と回答した者は 44 名 (30.3%) いた。

[記述回答]

■「大変思う」「思う」の肯定群の代表的な意見

【就労による充実感】

- ・「社会の中で、自分の役割、居場所を得られることは、回復への大きな力になると思います」
- ・「本人が、働いてくると気分が良いと言っている」
- ・「社会での役割をもつことは、意欲をもつことになり、働く喜びは安定につながると思う」
- ・「生活に意欲が出て、本人が社会に貢献している、参加していると認識できる」
- ・「障害者どっぷりとはなく、社会とのつながりに希望が見える」
- ・「就労は自分で働く喜びが、安定につながっている」
- ・「社会に対して、労働を通じて、役に立っているところが意義」
- ・「やはり、人は人によって生かされる。やはり、人のためになっているということが、自尊心につながる。自己卑下をしなくなる」
- ・「安定すれば、誰でも働くことによって賃金を受け、自分のお金で生活の一部を楽しむことができ、生きがいにつながるのでは」

【適度な支援と一定範囲の中での就労】

- ・「本人がストレスを感じない範囲の就労が望ましい」
- ・「ただし、その人が無理のない範囲で、また、困ったときに相談できる支援者や仲間がいることが大切な、と思います」
- ・「社会への貢献、社会からの評価、創造に寄与できるよころび。仲間、友人を得ることが期待できる。適切な支援を講じることによって、それが可能となる」

【障害との関係】

- ・「障害者が自分の力で生活をするということは、本人の社会を広げることにもつながり、障害の部分がある程度、封じ込む働きがあると考えています」

【意識の変化】

- ・「就労することで、社会人である自覚ができる」
- ・「考え方が、義務と権利のバランスがとれたものとなる。人に対する思いやりも出てくるようになる。(父の日、母の日をしてくれるようになった)」

- ・「人間として、労働することの楽しさ、うれしさ、また、つらさも、体験した方が、生活するための望み、希望であると思う」

■「あまり思わない」「思わない」の否定群の代表的な意見

【再発への危惧】

- ・「就労によって、一時的には安定すると思うが、しんどくなると思います」
- ・「身体の調子がよくて働いても、また悪くなる。何回も経験しています」
- ・「本人に意欲があって働きたいと思って働いても、つつい無理をして、具合が悪くなり、入院という例をたくさん見てきたので、作業所で、無理なく働ける環境があれば、その方がよいと思う」

【障害状態と生活支援の必要性】

- ・「就労のみでなく、人生を楽しむ活動も、同時並行に行わないと、安定しないと思う」
- ・「働きたいと思っていても、対人関係を作るのが不得意。また、気働きなどできないのが、現実なので、なかなか続かない。病状も悪くして、仕事が続かない」
- ・「現在、病状が重い。しんどくて、意欲が起こらない」
- ・「人間関係が悪くなる場合があるので、支援の方のよりけりだと思う」

「大変思う・思う」の肯定群は、本人と家族共に7割弱であった。まず本人は、【直接的な効果】として、「働く人と人と接して気がまぎれて、お金ももらえてストレス発散に」、「生活リズムが安定する」等を挙げている。また【間接的な効果】として、「視野が広がる」、「社会に貢献していると実感する」というものを挙げている。とりわけ、象徴的な意見としては、「稼ぐことは第一義ではなく、社会参加、社会の中に居場所があることが大事だと思う」というものがある。一方、家族は、【就労による充実感】として、「自分の役割、居場所を得られる」、「社会とのつながりに希望が」、「人は人によって生かされる」、「自分のお金で生活の一部を楽しむことができる」等を挙げている。それらに加えて、家族は就労の大切さを認めながらも、障害との折り合いを常に気にしていることがうかがえる。それが、【適度な支援と一定範囲の中での就労】として、「本人がストレスを感じない範囲での就労が望ましい」、「困ったときに相談できる支援者」等というものである。また、【障害との関係】として、「(就労は) 障害の部分がある程度封じ込む働きが」というような意見がある。さらに、人は社会のなかでこそ成長できるというような思いから、【意識の変化】として、「就労することで社会人である自覚が」、「義務と権利のバランスが取れたものになる」等の意見が挙げられている。

このように就労の意義を認めた者のなかには、前の設問、「就労することによって、障害年金が止まるのであれば、精神障害を有する本人は積極的に就労をしない方がいいと思いますか?」において、肯定的な回答をした者が、本人が33名中16名(48.5%)、家族が145名中44名(30.3%)いた。これらは、就労が精神障害者の精神安定には大切なことを認めているにも関わ

らず、障害年金が支給停止になるのであれば、就労しないことは止む無し、としていることになる。とりわけ、本人は約半数の者がそのように回答しているのである。そのように考えると、障害年金は、精神障害者の暮らしのなかで、より必要不可欠なものであることが示唆されているといえよう。

他方、設問において、「あまり思わない・思わない」の否定群も、本人と家族が共に3割強というように、ほぼ同じ割合を示した。まず本人からは、【再発への危惧】として、「つかれると病気が出てくる」、「容易に再発し、不安定になる」等が挙げられている。また、家族も同じように【再発への危惧】として、「調子がよく働いても、また悪くなる。何回も経験しています」という臨場感のある意見があった。加えて、【障害状態と生活支援の必要性】として、「人生を楽しむ活動も同時並行に行わないと安定しないと思う」というように、単に就労が回復に近づくものではないことを論じている。

4) 障害年金を受給することによって、精神障害を有する本人の精神的な安定につながると思えますか？ * 障害年金の受給権者 297 名を対象

① 精神障害を有する本人 N=49 * 無回答 6 名を除く

大変思う	思う	あまり思わない	思わない
22 名 (44.9%)	27 名 (55.1%)	0 名 (0%)	0 名 (0%)
49 名 (100%)		0 名 (0%)	

- ・クロス集計：本設問において、「大変思う」「思う」という肯定的な回答をしている者 49 名の内、障害年金が級落ちしている者、支給停止している者、「障害状態確認届」が 1 年更新になっている者は、計 7 名となっている。

[記述回答]

■ 「大変思う」「思う」の肯定群の代表的な意見

【定期的に入金される基礎的収入】

- ・「基礎的な生活基盤ができる」
- ・「安心感～必ず毎月、自分を助けてくれる収入が有ることが、どれほど心の安定につながるか、わからない」
- ・「自由に使えるお金があることは大きい」
- ・「誰にもはばからず、自分のお金として使える」
- ・「年金の力は、働けなくなった時にやはり安定につながると思う」
- ・「収入が無いと、それだけで不安で落ち込んでしまう」
- ・「経済の安心安定安全は、心の安心安定安全」

【家族関係と暮らしの広がり】

- ・「精神障害を有する本人の精神的な安定につながる上に、その家族にも心のゆとりができると思う」

- ・「年金のおかげで、安心して地域活動支援センター、就労継続支援B型事業所に通っている」
- ・「障害年金を受給せずに家族と一緒に生活するのは、精神的によくない。障害年金を受給して障害者として自立した生活を営むのがよいと思います」

② 家族 N=224 *無回答18名を除く

大変思う	思う	あまり思わない	思わない
118名 (52.7%)	96名 (42.9%)	7名 (3.1%)	3名 (1.3%)
214名 (95.5%)		10名 (4.5%)	

- ・クロス集計：本設問において、「大変思う」「思う」と肯定的な回答をしている者214名のうち、障害年金が級落ちしている者、支給停止している者、「障害状態確認届」が1年更新になっている者は48名いた。

[記述回答]

■「大変思う」「思う」の肯定群の代表的な意見

【生活保障】

- ・「年金という経済的な後ろ盾があつての就労です」
- ・「最低限の生活保障の上で、安心感につながると思います」
- ・「命綱だと思う」
- ・「完全に治るのは難しい病気だと思うので、本人も家族の負担を考えると、心の安定につながると思う」

【社会的扶養を体感】

- ・「年金を受けることは権利であり、それがたとえわずかでも、親からもらうよりはよいと思う。安心して自分の判断で利用している」
- ・「社会で生きていることを支援している事実は、本人の精神の安定になる」
- ・「国が少しは自分の支えになっていると認識できる」
- ・「必ず決まって入ってくるお金というのは、あなたは必要だ、という社会からのメッセージであるように感じると思う。孤独で無いと感じる。見捨てられていないと感じる」

【体験から実感している事】

- ・「年金を打ち切られたわが子のうろたえぶりを見ると、そう思います」
- ・「一般就労を数か月でダウンした。その時、『仕事ができない病気』と本人は考え、『働けないなら生きていけない、死にたい』という絶望感があった。その時、年金の話をし、その取得につながった時、元気を回復した」
- ・「自身で収入を得ることができない本人が、年金を受給できるようになったことで、自分の自由になるお小遣いできたことで明るくなった」
- ・「病名を受け入れるまでは、全ての福祉の援助を拒否していましたが、少しずつ病名を受け入れて、手帳をもらい、年金の手続きを、自分からするようになり、今では年金をもらえること

に感謝するように病状がよくなってきたところです」

【精神障害からの二次的な課題としての経済問題】

- ・「収入のなさは、本人の親に対する負い目や、生活の不安感を募らせ、安定と回復の妨げとなっているケースが多い」
- ・「障害年金+アルファがあることで、世界が広がります」

■ 「あまり思わない」「思わない」の否定群の代表的な意見

【障害年金に頼らない暮らし方】

- ・「本人はできれば自力で、働いて生活したいと思っていると感じている」

本人は、回答者全員が「大変思う・思う」というように、肯定的な考えを示した。また、家族も、95.5%が肯定的な考えを示した。この結果からわかるように、障害年金は、本人の生活の糧にとどまらず、精神的な安定につながることを、本人及び家族が如実に実感しているといえる。具体的には、【定期的に入金される基礎的収入】として、「どれほど心の安定につながるか」、「誰にもはばからず、自分のお金として使える」、「経済の安心安定安全は、心の安心安定安全」というものが挙げられる。また、【家族関係と暮らしの広がり】として、「精神的な安定につながる上に、家族にも心のゆとりができる」というように、家族関係に気を配った意見が見られる。一方で家族からの意見としては、【生活保障】として、「年金という経済的な後ろ盾があつての就労」、「命綱だと思う」というものが挙げられる。また、【社会的扶養を体感】として、「社会で生きていることを支援している事実は、本人の精神の安定に」、「あなたは必要だ、という社会からのメッセージであるように感じる」というものが挙げられる。さらに、【体験から実感している事】として、「年金を打ち切られた子のうろたえぶりを見ると、そう思います」というように、体験を通して、障害年金の意義を体得した家族もいる。加えて、【精神障害からの二次的な課題としての経済問題】として、「収入のなさは、本人の親に対する負い目や、生活の不安感を募らせ、安定と回復の妨げとなっている」というように、精神障害から派生する経済的な課題が暮らしに及ぼす影響に言及している意見もある。

その一方で、少数ではあるが、「あまり思わない・思わない」の否定群としては、【障害年金に頼らない暮らし方】として、「本人は自力で、働いて生活したいと思っている」のようなものを挙げる事ができる。

総じていえば、圧倒的に、本人と家族は、障害年金について、本人の暮らしに必要不可欠なものだと考えていることがわかる。ところが、その大切な障害年金が、級落ちや支給停止になっている者がいる。また、その可能性が高いと考えられる「障害状態確認届」が1年更新になっている者が、46名いるのである。この事実に対して、支援者が果たすべき役割は大きいといえよう。

- 5) 障害年金と就労との関係について、何でも結構です。ご意見等がありましたら、記述をお願いいたします。(自由記述) * 前述の設問内容とは異なる意見を中心にして

[記述回答]

【わが国の社会保障システムをはじめ、社会に対する要望】

① 精神障害を有する本人

- ・「人間らしい暮らしをするための収入としての年金と、就労賃金の両立ができるような社会保障システムの保障が必要だと思います」
- ・「障害年金をもらいながら、みんなが、就労できるようになるといいなと思います。少しでも、精神を病む人が、幸せになって、実り豊かに生きてほしいです」
- ・「障害年金をもらっているのですが、もらえなくなったらどうしようという、漠然とした不安が有ります。なぜなら、今の生活は、障害年金をもらっているという前提があってこそだからです。そういう不安が無くなるように、制度を作っていくってほしいです」
- ・「就労することで、障害年金がもらえなくなる可能性があるということは、就労を目指している自分には、不安で仕方ありません」
- ・「なかなか就労（フルタイム）につけない状態で、A型支援（就労継続支援A型事業所）からだとも月には、5,6万円程度なので、障害年金が支給停止になるとどうしようかと思えます。また、来年も貯金を崩していくかと思うと、不安になります」

② 家族

- ・「障害があっても社会で、生きていけることが大前提であると思います。そのためにも障害年金は、防波堤であってほしいと思います」
- ・「病と闘いながら働こうという人の年金は、より大切だと思います。一人で生活できるようになるまで、見届けたいのですが、希望が叶いそうにもありません。何とかなるさと思える社会になってほしいです」
- ・「精神障害者が少しでも働きたいと思って働けば、年金が打ち切られる現状には、もっと精神障害者の立場に立って、この病気の大変さを理解してもらいたいと思う。上の立場の方々には、この病気の理解を切にお願いしたいと思う」
- ・「就労することによって、年金を切ることは、本人を自殺においやりかねない」
- ・「年金と就労は別だと思います」
- ・「障害年金は、障害をもっている人が、憲法第25条にもとづく『健康と文化的な生活』の保障という観点から、総合的に保障されるべきだ」
- ・「福祉的就労が普及するなかで、利用者のなかで、『年金がきられるのではないか』『また、福祉的就労の収入のみでは生活がたちゆかないという不安』の2つの不安から、『迷い』が広がっていることは、私の周囲の方からもそうした事実はあると思います。国は、そのことをどう考えているか。学者、医師はどう考えるか。大事な課題です」
- ・「障害を持ちながら働く場合、それだけで生活できるとは思わない。年金は必要」

- 「本人の社会参加になるので、少しでも就労した方がいいと思うが、それによって年金が切られるのであれば、意欲が低下してしまうので、その辺が難しい」
- 「障害年金だけではとても生活できない額しか支給されないのに、『労働すれば支給停止』は、矛盾である。身体や知的のように、働いても年金を受給できるようにしなければならないと強く強く思います」
- 「就労により年金が止められたら、いつまでたっても、働けなくなります」
- 「障害年金は完全に保障する。その上に、賃金はプラスでOK。それであれば、精神的にも、安心して安定し、好影響がでる。国のやり方は、就労して、賃金を得れば、年金停止。これは、精神障害者の労働意欲をそぐもの。精神障害者の生きる意欲を減退するもので、国としての大きな損失」
- 「就労は人間の権利であり、義務である（憲法）。働くことは、基本的人権であると思う。人は、世の中の役に立つことによって、生きる実感を得る。それが、心の安定につながる」
- 「子どもが結婚しますが、2人の年金と相手の収入7万円程で生活設計を立てている。障害年金がなくなれば、たちまち2人とも、病状が悪くなり、就労もできなくなれば、相手のプライドもなくなるので、就労して年金がなくなるのは避けてほしい」
- 「精神障害の場合、一旦よくなったようでもいつ、再発するかわからない。よくなったように見えて年金を中止し、再発すると再度申請するとなると大変。寛解をみきわめるのは難しい」
- 「年金をもちつつ心のバランス、社会生活に慣れる日々をもち、ステップアップして、社会資源で人と交流することになり、仲間を作り、就労（額が多い、少ないではなく）可能性を与えることは、当事者には大変に必要と思います」
- 「精神の薬で病気が寛解することがないので、就労は障害にあったレベルで出来るようにしてほしい。障害年金は、絶対に必要なものです」
- 「障害者の特性とライフステージを考えて、所得設計をすべきと考えます。就労は自らの力による対価で、額の大小によらず、中心にすべき収入である。障害年金は生活のベースキャンプと捉えるべき」
- 「障害年金も就労も、医療ももちろん回復につながるものです。どれもゆるやかにつながり、利用できるようになってほしい」
- 「年金をもらいながら働けることは、2本の杖を持って足場が、安定するようなものだと思う。病気でありながらも、生きていることの楽しみが増してくる。少し、乗り越えられる気がします」
- 「働けるから障害年金は受給しなくていいという考えには反対です。精神障害者の方々は、人によって病状がそれぞれ違うと思いますので、また、病状には波があるので、障害年金は絶対大切だと思います」

【障害年金の診断書のあり方】

② 家族

- ・「生活面は、支援する人がよくわかるので、障害年金の診断書の書面に入れてほしい」
- ・「診断書の裏側の日常生活状況は、医師にはわからないことが多いと思います。短い診療時間では、当事者も、訴えられないし、忘れていることも多い。裏の状態は、本人と家族に書くようにしてほしいです」

【精神障害者を雇用する事業所に望むこと】

① 精神障害を有する本人

- ・「雇用者側が、病気のことを理解してくれて、実際の当事者の状況をしっかり認識してくれる社会になれば、当事者も雇用者も安心できるのではないのでしょうか」
- ・「特例子会社を、多く大企業に求める」

【オルタナティブな暮らし】

① 精神障害を有する本人

- ・「働くことで、病状が悪くなる場合は、無理して働くことはないと思いますが、社会的ボランティア活動等もできると思います」

【生活支援のニーズ】

① 精神障害を有する本人

- ・「65歳近くになり、単身で家にいると死にたくなります。仕事を3年前までやっていて、家にじっとすることはできません。不安でたまりません。仕事は収入の安定と、生きがいになります。母が活着ている時は、2人の収入で、精神的、肉体的にも楽でした」

自由記述では、本人及び家族から、切実感のある多様な意見が論じられた。まず、【わが国の社会保障システムをはじめ、社会に対する要望】として、本人からは、「人間らしい暮らしをするための収入としての年金と、就労賃金の両立できるような社会保障システムが必要」、「障害年金をもらいながらみんなが、就労できるようになるといいなと思います」というものが挙げられている。これらは、本人の暮らしにおいて、障害年金と就労とが暮らしの両輪として、位置付けられることによって、彼らの人間らしい暮らしが構築できるというものである。また、「障害年金をもらっているのですが、もらえなくなったらどうしようという、漠然とした不安があります」という意見もある。これはまさに、働くことによって障害年金が止まるかもしれない、という不安によるものだといえる。だが、本稿の調査でも実際に支給停止になっている者がいることに加え、同じ事業所や医療機関に通っている身近な者が支給停止となれば、より一層不安感が高まることになる。一方、家族からは、「障害年金は、防波堤であってほしい」という意見が述べられている。これは、障害年金によって、暮らしを守るというものである。また、「年金を切ることは本人を自殺においやりかねない」、「憲法第25条に基づく『健康で文化的な生活』の保障という観点から、総合的に保障されるべきだ」というものが挙げられている。障害年金は、生

きることそのものを支える手段なのだ、という叫びとして捉えることができる。さらに、「年金が切られるのであれば、意欲が低下してしまう」、「精神障害者の労働意欲をそぐもの。精神障害者の生きる意欲を減退するもので、国としての大きな損失」という意見があった。要するに、就労によって障害年金が支給停止という動きが促進されると、本人の働き控えにつながりかねない。そのことは、社会の損失にもつながるものだという警鐘として受けとめたい。

次に、【障害年金の診断書のあり方】として、家族より、「生活面は支援する人がよくわかるので、障害年金の診断書の書面に入れてほしい」というものがある。これは、本人の暮らしの実際が、診断書に必ずしも反映されていないことへの提言だといえる。また、本稿では、就労ということを取り上げたが、本人より【精神障害者を雇用する事業所に望むこと】として、「病気のことを理解」等、雇用者側に対して、精神障害者の状況を理解した上での雇用促進を望んでいる。一方で、就労とは必ずしも一般就労に限られるものではないことから、【オルタナティブな暮らし】として、「社会的ボランティア活動」としての暮らし方をも受け入れられる社会のあり方に対する意見もあった。さらに、【生活支援のニーズ】として、「単身で家にいると死にたくありません。仕事を3年前までやっていて、家にじっとすることはできません。不安でたまりません。仕事は収入の安定と、生きがいになります」というものが挙げられている。これらの意見からは、就労の意義は認められるものの、一方で、就労以外にも生きる価値を見出すことをはじめ、生活支援の大切さが痛感できるのである。

4. 精神障害を有する本人や家族に対する生活支援

前述の調査結果をふまえ、生活支援のあり方について、4点に分けて論ずることにしたい。

(1) 精神障害を有する本人や家族がニーズに辿り着く支援

障害年金が、級落ちや、とりわけ、支給停止になることは、直接的に、本人や家族の暮らしに大きな打撃を与えることになる。しかしながら、そのような事態へ遭遇することを、たとえ想定したとしても、本人や家族は、支援者にどのようなことを相談するかについて、必ずしもイメージがわからないだろう。それは、今回の研究において、無回答者が多かったことからもうかがえる。というより、そのような事態に陥ってしまうと、本人や家族はエネルギーが減退してしまい、前向きに対応していこうという気力が湧かないというのが、本音なのかもしれない。だが、これまで見てきたように、障害年金は物理的にも、精神的にも、本人や家族の暮らしにおいて、貴重なものとなっている。その障害年金が急に無くなってしまうと、本人の暮らしは急変を迫られることになる。そのようなことから、当然に生活支援のニーズは高まるといえる。大切なこととして、生活支援者は、その際、ニーズをいかに推し量るかが重要となろう。

また、障害年金の支給継続ということを考えれば、単身で暮らす者のなかに障害状態確認届が1年の有期認定になっている者が一定数存在する。また、社会的なつながりの乏しい者の障害年

金が支給停止になった時、いかに相談に応じるかについても、生活支援者は事前に考えておく必要がある。

これらのことをふまえ、生活支援者は、本人の生活の糧となっている障害年金がいまどのような状況になっており、いかなる支援が、今後必要かという予測を立てながら、常日頃より、本人のニーズに辿り着く支援を意識化した関わりが重要だといえよう。

(2) 障害年金と就労を二分法で推し量れない暮らしのあり方

本研究では、障害年金と就労という2つの事柄を、本人や家族がいかに位置付けているかを明らかにすることを試みた。その結果、前述してきたように、両方ともに大切だということがわかった。特に、障害年金は、暮らしの安全や安心の構築、本人が社会とつながる基盤的な役割をはじめ、必要不可欠なものとして捉えられている。また、就労についても、生命レベルの生きるという側面もさることながら、より人間らしく生き活きと生きるという側面において、その意義を多くの者が見出している。ところが、精神障害者は、障害部分に加えて、疾患部分を併せもっているのである。壮絶な発病体験を有していると、仮に現状において、疾患部分が安定していたとしても、決して本人や家族は、発病に対して、過去の事柄として割り切れないのである。だからこそ、就労の多大な意義を認めながらも、そこに傾倒しすぎることは慎重になるといえよう。

だからこそ本人は、就労している状況にある場合、適度に休憩をとる等して、無理をしない働き方の工夫をしたり、ストレス回避の方法を考えているのであろう。それは、予防的な側面が大きいといえる。そのようなことをふまえれば、障害年金は、それらの取り組みをしやすくさせるための社会資源だという見方もできる。支援者は、これらの本人や家族の想いを受け止めると共に、関係者に理解を求めることが重要だといえよう。

(3) ベストなことを知りながらもベターな暮らし方を選択

本稿では、本人や家族から、就労をすることによって、社会とつながることの意義や生きがい構築できる等、はつらつとした多様な意見をうかがうことができた。少なくとも、本人や家族は、就労することについて、単に収入を得ることにとどまらず、社会の一員としての実感が得られる等、多くの意義を認めている。実際、人は社会で多くの傷つき体験をしたとしても、その傷が本当の意味で癒されることもまた、他でもない社会でしかなし得ないことを知っているのであろう。

本人や家族は、これらのことをはじめ、社会で就労することの意義を十分に理解しており、それが、ベストな社会生活の姿であると感じている。ところが、精神疾患と折り合いをつけながら働くためには、あえて、ベターな暮らし方を選択せざるを得ないのである。だからこそ、わかっただけではいても、新たな挑戦に躊躇してしまう側面が、本人や家族には少なからず存在するのだろう。これらの現実的な複雑な思いに、生活支援者が慮ることが大切なのである。とりわけ生活支

援者は、表明された言葉だけではなく、その言葉を発しなければいけない背景、さらには、本人や家族の歴史に目を向けなければならない。

(4) 社会へ向けた取り組み

社会資源を靴、利用者のニーズを足として、生活支援のあり方を比喩的に論ずれば、障害年金という制度（社会資源：靴）に、本人が必死になって足を靴に合わせる方法のみを検討することは、一面の支援にすぎない。とはいえ、暮らしは待たないである。だからこそ、生活支援では、国の制度や施策の動向を敏感に捉えつつも、それらを適切に活用できるように調整を試みなければならない。それが、本研究で言う、障害年金をどのようにすれば、受給継続できるかについての論考である。

ところが、いくら、靴の履き方を試行錯誤して、工夫しようとも、履くことに困難さを感じるのであれば、靴そのものの形状を変更することが求められることになる。まさに、社会資源の側、社会へ向けたアプローチなのである。生活支援では、本人や家族という当事者に対する支援と、社会へ対する取り組みは、車で言えば両輪となる。社会へ対するものとしては、制度施策への働きかけに加えて、普及啓発も含むことになる。

知らない・イメージがわからないことは、差別や偏見をも生み出すことにつながりかねないのである。障害年金という制度が、より使いやすいものになるように、国をはじめ、社会へいかなる働きかけが必要かも含めて、生活支援者は、常に社会の情勢に敏感でありたい。とはいえ、わからないことは少なくないだろう。その時は、想像力を働かせばいいのである。それは、仮に自分が、あるいは、最愛の家族が壮絶な精神疾患の発症体験があるなかで、いま障害年金を受給しているとすれば、本人や家族は、どのような想いで今と将来を見据えているのか、ということについてである。少なくとも、本人や家族はこれらの歴史を経て、今を生きているのである。

5. おわりに

精神障害を有するひとりが、20年ほど前、「精神障害者は薬という車に乗った障害者」と述べたことがあった。そして最近、別の精神障害を有するひとりが、「精神障害者は障害年金という基礎的収入が必要な障害者」と論じている。

一度きりの人生を有意義に過ごしたいというのは、万民が共通する想いであろう。それは、精神障害を有することになったとしても、当然何ら変わりがない。ところが、精神障害を有することになれば、精神疾患に対しては、予防を含めて治療が必要となり、二次的には、経済的な課題に直面することになる。大事なこととして、精神障害を有する人が、周囲の支援を受けつつ、生活のしづらさに折り合いをつけながら就労に携わろうとも、精神障害を有していること自体は何ら変わらない、ということである。そんな彼らが、自らの可能性を信じ、将来に希望をもって暮らしていくためには、障害年金も就労も共に重要だといえる。

今回、紹介することができた調査からの記述回答は、全体のなかの2割程度にすぎない。他にも、生活実態に迫るものが多くあった。それらすべてに共通する想いは、本人や家族が、安心して、いまを生きつつ、将来を見据えたい、という願いであろう。精神障害を有する人は、生きるために障害年金が必要であり、そして、よりよく生きるために、就労もまた必要だといえる。だが、障害年金と就労は切り離すことができない。障害年金があることによって、自分に合った、適度な就労が可能となる。そして、就労が継続することによって、日常生活が安定する。生活支援者は、これらのつながりについて、常に意識的でありたい。なぜなら、障害年金と就労の両方があるからこそ、精神障害を有する人の等身大の暮らしが実現すると考えられるからである。

最後になってしまったが、本研究において、アンケートにご協力をいただきました方々に対し、感謝申し上げたい。また、本稿をまとめるにあたって、豊科病院（長野県）の荒川豊氏、半田市社会福祉協議会（愛知県）の小島寛氏、かもめクリニック（兵庫県）の河野康政氏、そして、関西学院大学の風間朋子氏には、貴重な意見をいただいたことに対し、お礼を申し述べたい。

* 本研究は、JSPS 科研費 25380792 「精神障害者の生活支援における障害年金と就労との関係性」による研究成果の一部である。

註

- 1) 東京都の生活実態調査において、「平成24年中の収入の種類（複数回答）」では、537名の精神障害者のうち、「年金・恩給」が250名（46.6%）と最も高い割合となっていた（東京都福祉保健局総務部総務課2014：525）。
- 2) 障害年金は、基本的に2か月に1回ごと、偶数月の15日に前2カ月分が定期的に支給される。このように、定期的に障害年金を受給している者を障害年金受給者という。これに対して、「障害状態確認届」による認定審査において、障害状態が軽快した等の判断がなされ、支給停止になっている者がいる。それらの者は、障害年金を失権したのではなく、一時的に支給が停止されていることになる。そのような者と、前述の障害年金受給者を含めて、障害年金受給権者という。
- 3) 「障害状態確認届」とは、障害年金の更新手続きのために用いられる書類で、「診断書付の現況届」と言われたりもする。その結果、裁定請求時の診断書や障害状態確認届をもとに、障害認定審査医員の判断により、有期認定として、1年～5年後の提出が求められたり、あるいは、永久認定として、次回の提出が求められない者もいる。
- 4) このデータは、共同通信の市川亨記者の取材によるものである。

文献

- 青木聖久（2005）「地域で暮らす精神障害者の自立について—社会との関係性を中心に」『神戸親和女子大学福祉臨床学科紀要』2, 1-13.
- 青木聖久（2010）「精神障害者の生活支援にはたす価値の多様性と障害年金—3人の支援者へのインタビュー調査を通して—」『日本の地域福祉』23, 93-105.
- 青木聖久（2013）『精神障害者の生活支援』法律文化社.
- 青木聖久（2014a）「精神障害者の就労が障害状態確認届の審査に及ぼす影響—実態と支援者が取り組むべき方途」『日本福祉大学社会福祉論集』130, 89-116.

- 青木聖久（2014b）「障害年金認定基準の課題」精神保健福祉白書編集委員会編『精神保健福祉白書 2015年版』中央法規出版，145.
- 青木聖久（2015）「精神障害の障害年金における認定審査の現状と課題 —障害年金に精通した3名の社会保険労務士の語りを通して」『日本福祉大学社会福祉論集』132, 11-30.
- 磯野博（2014）「障害年金をめぐる新たな展開について —障害年金の3つの受給要件を中心にして」『国民医療』322, 2-17.
- 里中高志（2014）『精神障害者枠で働く』中央法規出版.
- 社会保険業務センター（2005）『障害給付事務処理要領』.
- 東京都福祉保健局総務部総務課編（2014）『障害者の生活実態 —平成25年度東京都福祉保健基礎調査報告書（統計編）』東京都生活文化局広報広聴部都民の声課.
- 山村りつ（2014）「所得か自立生活か —わが国の障害年金をめぐる今日的課題」『政経研究』51（3），649-679.